

## 1. 目的

SESSAME の NPO 会員及びコミュニティ会員が“組込みソフトウェア管理者・技術者育成研究会 (SESSAME)”の会員として、論文、雑誌、講演等を行う際の基準について規定する。

SESSAME は組込みソフトエンジニアに役立つ情報を、SESSAME 会員が積極的に公開、発表することを推奨する。

## 2. 適用範囲

本基準は、SESSAME の NPO 会員及びコミュニティ会員が投稿する論文、雑誌記事、講演、発表等にて“組込みソフトウェア管理者・技術者育成研究会 (SESSAME)”の会員として、投稿、発表、講演する際の基準について適用する。

## 3. 用語の定義

- (1) 著作権 複製権、上演・演奏権、上映権、公衆送信権・伝達権、口述権、展示権、頒布権、譲渡権、貸与権、翻訳権・翻案権等、二次的著作物に関する許諾権

## 4. SESSAME 会員として論文、雑誌記事、講演、発表を行う際の申請手続き

NPO 法人 組込みソフトウェア管理者・技術者育成研究会 (SESSAME) の会員として、論文、雑誌記事の投稿、または講演、発表等を行う者は以下のフォーマットにて SESSAME 事務局 (query@sessame.jp) に申請する。

件名: SESSAME 会員としての投稿、発表申請

氏名:

会員種別: NPO 会員 / コミュニティ会員

メールアドレス:

投稿・発表の対象 (学会名、雑誌名等):

論文・記事・発表のタイトル:

論文・記事・発表の要旨:

論文・記事・発表の時期:

論文・記事・発表に SESSAME の名前を使いたい理由:

## 5. 申請の可否

SESSAME の活動趣旨に背反しないかどうかを NPO SESSAME として精査し、事務局が申請可否の結果を申請者に通知する。

## 6. 成果物の著作権と著作物の利用

成果物の著作権保持者が許諾すれば SESSAME は著作物を利用することができる。著作物の利用にはセミナーテキストへの二次利用や WEB サイトでの公開も含まれる。